

埼玉県

産業廃棄物収集運搬業許可証 第01100003982号

許可の年月日	平成28年7月1日		
許可の有効期限	平成33年6月30日		
1. 事業の範囲			
<p>(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）</p> <p>(2) 取り扱える産業廃棄物の種類</p> <p>燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類（*） 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（*） がれき類（*） 以上12種類</p> <p>※産業廃棄物の種類に（*）表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。</p>			
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ			
該当なし			
3. 許可の条件			
特になし			
4. 許可の更新又は変更の状況			
	許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
	昭和50年2月1日	指令環第798号	新規許可
	平成21年2月19日	指令産廃第1157号	変更許可(「含む」1種類の追加)
	平成23年8月30日	指令東環第98-2号	更新許可
	平成24年5月18日		変更届(「含む」から「除く」への変更)
	平成28年7月1日	指令産廃第9-143号	更新許可
5. 積替え保管の有無			有 ・ 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載			
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無			有 ・ 無